

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則（平成12年岩手県規則第155号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
審査細目	区 分	額	審査細目	区 分	額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>4,000円</u>	1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,800円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,550円</u>		普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,650円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,250円</u>		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,200円</u>
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	<u>4,250円</u>		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	<u>4,450円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,700円</u>	2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,350円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,100円</u>		普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,250円</u>
	特定第一種運転免許に	<u>2,100円</u>		特定第一種運転免許に	<u>1,900円</u>

	係る技能検定員審査	
	大型自動車第二種免許 等に係る技能検定員審査	<u>7,400円</u>
[略]		
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,350円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,900円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,650円</u>
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	[略]	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,050円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,700円</u>
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	[略]	<u>2,550円</u>

備考1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型

	係る技能検定員審査	
	大型自動車第二種免許 等に係る技能検定員審査	<u>7,750円</u>
[略]		
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,600円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,850円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	[略]	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,400円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,750円</u>
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	[略]	<u>2,600円</u>

備考1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型

自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円をそれぞれ加算した額とする。

- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第2条関係）

審査細目	区 分	額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,000円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,550円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	<u>4,250円</u>
2 技能教習に必	[略]	

自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,350円、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円をそれぞれ加算した額とする。

- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第2条関係）

審査細目	区 分	額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,800円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,650円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,200円</u>
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必	[略]	

要な教習の技能	大型自動車第二種免許 等に係る教習指導員審査	<u>2,050円</u>
[略]		
4 法第108条の 28第4項に規定 する教則の内容 となっている事 項その他自動車 の運転に関する 知識	[略] 特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
5 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	[略] 特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
6 教習指導員と して必要な教育 についての知識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る教習 指導員審査 [略]	<u>1,500円</u>
7 道路運送法第 2条第3項に規 定する旅客自動 車運送事業及び 自動車運転代行 業の業務の適正 化に関する法律 第2条第1項に 規定する自動車 運転代行業に関 する法令につい ての知識	[略]	<u>2,550円</u>

備考1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円、大型自動車第二種免許等に係る教習指

要な教習の技能	大型自動車第二種免許 等に係る教習指導員審査	<u>2,100円</u>
[略]		
4 法第108条の 28第4項に規定 する教則の内容 となっている事 項その他自動車 の運転に関する 知識	[略] 特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
5 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	[略] 特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
6 教習指導員と して必要な教育 についての知識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る教習 指導員審査 [略]	<u>1,550円</u>
7 道路運送法第 2条第3項に規 定する旅客自動 車運送事業及び 自動車運転代行 業の業務の適正 化に関する法律 第2条第1項に 規定する自動車 運転代行業に関 する法令につい ての知識	[略]	<u>2,600円</u>

備考1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,350円、大型自動車第二種免許等に係る教習指

導員審査については<u>2,850円</u>をそれぞれ加算した額とする。 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については<u>150円</u>、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については<u>150円</u>をそれぞれ加算した額とする。	導員審査については<u>2,950円</u>をそれぞれ加算した額とする。 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については<u>200円</u>、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については<u>50円</u>をそれぞれ加算した額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。